

金山町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和 4 年 5 月 20 日（金）9 時 25 分から 9 時 55 分
- 開催場所 金山町役場 4 階 委員会室
- 出席委員 (11 名)

農業委員	1 番委員	五ノ井 齊
	2 番委員	須佐 勉
	3 番委員	五十島 文榮
	7 番委員	西脇 優
	8 番委員	星 光雄
	9 番委員	渡部 真明
	11 番委員	横田 敏宏
	12 番委員	栗城 元一
会長	13 番委員	谷ヶ城 雄司
農地利用最適化 推進委員	旧横田	渡部 勘治
	旧沼沢	中丸 謙公

- 欠席委員
5 番委員 三瓶 浩一
6 番委員 小林 和衛
10 番委員 栗城 篤義
推進委員 黒田 修市

- 会務報告 (令和 4 年 4 月 19 日～令和 4 年 5 月 19 日)
4 月 19 日 第 4 回金山町農業委員会（委員会室 委員 15 名）
4 月 27 日 会津若松地方農業委員会連合会通常総会（喜多方市 会長・事務局長）
5 月 18 日 前期農業委員会会長・事務局長研修会（WEB 会長・事務局長）

- 議事
議案第 6 号 現況確認証明申請について
議案第 7 号 農用地利用集積計画について

- その他

- 閉会

- 農業委員会事務局職員
事務局長 五ノ井 輝夫
事務局主事 馬場 和也

事務局長	おはようございます。定刻より若干早いですが始めたいと思います。皆さま御起立願います。礼、着席。
会長	おはようございます。五月のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。これより第5回農業委員会を開催します。会議録署名人を1番委員、12番委員願います。それでは会務報告を事務局願います。
事務局	令和4年4月19日から令和4年5月19日までの会務報告を致します。4月19日、第4回金山町農委員会が4階委員会室で行われ委員15名の出席でした。4月27日会津若松地方農業委員会連合会通常総会が喜多方市で行われ、会長と事務局長が出席しました。5月18日前期農業委員会会長・事務局長研修会がWEB開催で行われ会長と事務局長が出席しました。以上です。
会長	説明にありましたように5月18日の前期農業委員会会長・事務局長研修会はWEBで開催されました。前回、毎日の活動記録を記帳してほしいと説明しましたが、本日皆さん提出していただいたと思います。最終的にはそれが目標だと思いますが、これまでの法律改正に関する細かい説明でした。農業会議担当者によると今までは農業委員会が積極的に関わらずにやってきたが、今度の改正はこれまで8割位を担い手に集めていたが担い手だけでなく半農半X等の新たな担い手にもやってもらわないとこれからの農業は成り立っていかないということでした。農業委員会でも細かいことを記録して対外的にアピールしてほしいという説明の講習会でした。事務局長、補足あれば願います。
事務局長	私も会長と説明を聞きましたが、内容が難しく皆さんにもうまく説明しにくいです。今後、法律の改正によって農業者や農地所有者に関わっていただく事が増え、農業委員、最適化推進委員の皆さんの負担が大きくなるかと思います。今後、農業委員、最適化推進委員の研修会があり、その中でも説明があると思いますが、事務局も皆さんと一緒に改正後の取り組みについて勉強していきたいと思いますのでよろしくお願いします。
会長	質問と言っても回答に困ってしまう部分もありそうなので次に進みたいと思います。議案第6号現況確認証明申請について説明願います。 (議案朗読・説明)
会長	それでは地区担当の8番委員願います。
8番委員	現地確認当日、都合が悪くて立ち会いできませんでしたが、写真を見ていただいてわかるとおり農地として今後使用することは難しいと思います。会長、事務局で確認したところ問題なかったそうです。
会長	皆さんから何かございませんか。4月と同様の案件となりますので問題ないと思

	いますのでご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	それでは議案第 7 号農用地利用集積計画について説明をお願いします。 (議案朗読・説明)
会長	大塩担当委員が欠席なので、旧横田担当の推進委員なにかございますか。
推進委員 (旧横田)	再設定なので特に問題ありません。
会長	皆さんから、何かございますか。ないようでしたらご承認いただけますか。
一同	はい。
会長	その他に移ります。事務局をお願いします。
事務局	配布した資料、農地の賃貸借契約に係る確認事項についてですが、先月の委員会で農地所有者が契約途中で亡くなった場合はどうなるかと質問事項があったので事務局でまとめました。農業会議にも確認し問題ないと回答をいただいたので今回配布しました。結論から言うと、所有者でも借主でも契約の途中で亡くなった場合でも契約の効果は切れずに続きます。ただ、相続した人に権利が移るので、自分で耕作する、貸さないで自ら耕作する場合は合意解約をしなければなりません。今まで通りの契約を続ける場合は、亡くなった方の氏名で期間満了までそのまま継続し、新たに契約する際に相続した方と更新していくようになります。
9 番委員	売る場合はどうなりますか。
事務局	売ることは可能ですが、いま借りている方の同意が必要です。
12 番委員	借りている人の方が優先されるということですか。
事務局長	そうです。
会長	皆さんよろしいでしょうか。
一同	はい。
事務局	令和 5 年度農業施策に関する政策提案・要望事項の検討結果ということで資料を配布しましたが、国や県に要望等あれば来月の委員会で提出してください。事務

	局としては、県産の農産物の出荷等の取り組み、中山間地域の鳥獣被害対策について、ここ数年の米価下落の対策について要望を考えています。
会長	希望することがありましたら来月の委員会で提出してください。皆さんからその他なにかありませんか。
7 番委員	以前、農地の賃貸借について委員会で承認いただいた太郎布地区の方が現在代かき中で6月に田植えを予定しているそうです。これまで長年耕作されていない農地で心配もありましたが、無事作業は進んでいるようです。今後の作業について皆さんに相談に乗っていただきたいです。よろしくお願いします。 また、先ほどの農地の相続について補足ですが、基盤法の場合は借りている方が亡くなった時は終了します。使用貸借の場合も同様です。
会長	その他、何かありませんか。
一同	ありません。
会長	ないようですので閉会したいと思います。ご苦勞様でした。

以上の会議の内容は書記が記載したものであるが、その内容は正確であることを証するため署名する。

令和4年5月20日

福島県大沼郡金山町農業委員 署名委員

議長 谷ヶ城 雄司
委員 栗城 元一
委員 五井 育